

糸島市病児・病後児保育施設 受入基準

当施設では、お子様を安心安全にお預かりできるよう、受け入れ目安を定めております。症状によってはお預かりできない場合もありますので、予めご了承ください。

利用できる場合：

- ・ 医師による診断を受けており、所定の『医師連絡票』を提出する場合
- ・ 38.5℃程度までの発熱性疾患（解熱剤使用の際は6時間経過後の体温で評価）

《症状》

1. 38.5℃程度までの発熱性疾患
2. 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
3. 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状

利用できない場合：

- ・ 医師による診断を受けておらず、所定の『医師連絡票』を提出がない場合
- ・ 下記症状の場合

《症状》

- ① 38.5℃以上の発熱が続いている場合
- ② 嘔吐・下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
- ③ 咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく呼吸困難である場合(喘息発作を含む)
- ④ ほとんど飲んだり食べたりできない場合
- ⑤ 点滴などの医療行為を行っている場合
- ⑥ 重篤な疾患で入院等の措置が必要と考えられる場合
- ⑦ 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
- ⑧ てんかん発作が頻回に起こっている場合
- ⑨ けいれん後、48時間以上経過していない場合
- ⑩ 医師の処方・与薬指示に同意しない場合